

# 京都ジャンピング体操クラブ規約

- 1 名称 京都ジャンピング体操クラブという。
- 2 所在地 京都府宇治市槇島町中川原9-4に本社、体育館をおく。
- 3 目的 京都ジャンピング体操クラブは、専任指導制による、体育を通じて基礎体力を養成し心身共に豊かで健康な人間形成、ともに体操選手育成を目的とする。
- 4 入会資格 京都ジャンピング体操クラブの趣旨に賛同した者とする。
- 5 指導日時 各コースに定められた日時に指導を受ける事が出来る。
- 6 指導内容 各コースに応じた、指導要項に基づいて具体的指導方法は担当指導員、指導主任が決定する。
- 7 入会手続き 入会申込書及び誓約書に必要事項を記入の上、入会金、月会費2ヶ月分を添えて提出する。
- 8 退会 退会を希望する者は退会月の10日までに所定の退会届を提出しなければならない。
- 9 休会 何らかの都合で1ヶ月間休会する場合、前月末日までに所定の休会届を提出しなければならない。届出が受理されれば休会費2,000円(税別)とすることが出来る。
- 10 会費 納入した入会金、月会費は、理由の如何を問わず返還しない。  
理由がなく月会費を2ヶ月以上滞納した時は、会員としての資格を失う。
- 11 責任の制限
  - ① 本授業において指導員が適切且つ合理的な指導を実施したにも拘わらず、会員が負傷した場合にはクラブが加入する傷害保険の範囲で当該会員に保険金を支払う手続きをするものとする。
  - ② 前項の場合を含めて、会員がクラブの責に帰すべき事由に基づいて賠償を求める全ての場合において、その原因を問わず当該会員に現実に発生した通常、且つ、直接の損害に対してクラブはクラブの加入する賠償責任保険の金額を限度に補償するものとする。
  - ③ 如何なる場合にも、クラブの責に帰することのできない事由から生じた損害、クラブの予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益等については、責任を負わない。
  - ④ 本条の制限は、強行法規で定める権利を制限する効力を有するものではない。
- 12 除名 本規約に反する行い等、会員に相応しくないと認められる者に対しては、当クラブ運営委員会で、指導員の話しを聞いた上除名することがある。
- 13 私物の管理 原則として、私物は各自で管理する。貴重品は担当指導員又は事務所に預ける事。各自の不注意で盗難等があった場合、当クラブは一切の責任を負わないものとする。

# 京都ジャンピング体操クラブ規約

- 1.4 臨時休講 各授業日の初めの授業の1時間前の時点で、宇治市に各種特別警報、暴風、大雨・洪水、大雪、地震等の警報が発令された時は休講とする。また、授業実施中に発令された場合、実施中の授業以降の授業から休講とする。尚、この場合の振替は月1度の振替に数えず、振替を行うことが出来る。。
- 1.5 個人情報の取得・利用
- ① 当クラブは、円滑なクラブ運営を目的に、会員の個人情報を適切に収集、利用、管理、および保管し、または第三者への提供を行う場合がある。なお、個人情報とは、会員個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述および資料（映像・画像・音声等）によって当該個人を識別できるもの、また、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することにより、当該個人を識別できるものをいう。
  - ② 当クラブは、会員の様子を各種電子媒体により映像・画像・音声等の撮影を行い、当クラブの製品・サービスの告知・広告・宣伝（各種パンフレット、チラシ、ホームページ、各種SNSへの掲載を含む）の為、利用する事がある。
  - ③ 前項の告知・広告・宣伝を目的とした個人情報の利用を拒否する場合、会員は、入会時に記載する入会申込書の所定欄への記載、または、所定の用紙にて当クラブに届出を行うものとする。
- 1.6 規約の発効 本規約は改正後平成15年4月1日より適応する。  
改正 平成25年7月1日  
改正 2019年4月1日